

次に、議席8番、木村信一君。

〔8番 木村信一君登壇〕

○8番（木村信一君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さんには大変お忙しい中ご苦勞さまでございます。議席番号8番の木村信一でございます。議長のお許しを得ましたので、通告しました事項について質問したいと思います。

最初に、開発公社並びに境町土地公社についてお聞きしたいと思います。私が知るところでは、開発公社が昭和47年の4月、また境町土地公社が昭和48年の6月に設立と聞いております。開発公社におかれましては、町の総合開発を推進し、町発展と住民生活向上に努めてこられたことと思います。下小橋工業団地を初め中央名店街、希望ヶ丘、第一次桜ヶ丘住宅団地の造成などが主な事業だったかと思えます。境町土地公社においては、公有地拡大推進法に基づく代替地の先行取得によって保有地を取得してきたことと思えます。もちろんこの行為も町発展と住民の生活向上のために努めてこられたことと私は思っております。しかし、バブル経済の崩壊後、長引く景気の低迷、国及び地方財政の悪化と、それに伴う設立団体である境町の財政状況も厳しさを増す中、公社が土地を保有する期間も長期化し、その間に発生する経過利息の増加とあわせ、土地の簿価上昇は非常に深刻なものになり、またその反面、土地価格の下落による実質的な資産価値の減少は、歯どめのきかない状況となっており、公社を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増すばかりだと思えます。土地公社においては、平成17年度から平成21年度までの5カ年間のうちに経営健全化に向けた計画を策定したことと思えますが、今年度になって借入金の利息も大幅にアップすると聞いております。土地公社で3億1,400万の借り入れ、開発公社で2億400万の借入金、二つ合わせて5億1,800万の借入金があるかと思えます。最終的には、町が債務負担行為によって処理せざるを得ないということだと思えます。また、現在保有地が開発公社で26筆、6,981平方メートル、土地公社で12筆、8,998平方メートル、その土地の今現在の管理状況もあわせてお聞きしたいと思います。

次に、環境問題について2点質問したいと思います。まず1点目は、川畑解体工事の業務再開についてお聞きしたいと思います。この川畑解体の場所に関しましては、中大歩の新古河変電所の南側でございます。この業者は、平成13年2月に、東部土地改良区の埋め立て問題で、10人の容疑者が逮捕された中の一人でございます。現在は、社長がせがれにかわり、焼却施設を改修し、焼却業務を再開したいとのことであります。しかし、地元としては、平成13年に川畑解体工事が焼却を停止する際、停止の直接の原因である水田に埋め立てられた焼却灰の掘り出し及び適正な処理について先代社長が約束をしていたにもかかわらず、いまだに実行されていないことから、地元では業務再開は同意できないと地元の人たちから聞いております。町としましても、県西総合事務所環境保全課や川畑解体業者と何回か協議を行っている聞いております。地元としては、今後どのように対応していけばよいか、町の考えをお聞きしたいと思います。

続いて、伏木南部地区、これは大照院というお寺がございます。その西側の廃車置き場についてお聞きしたいと思います。この土地は、以前かなりの台数が放置されていた場所でありましたが、一時は本当にきれいに片づけられ、地元の人たちも今度はよかったと喜んでいたところでありました。しかし、いつの間にか数人の外国人が来て、周りを高い塀で囲み、自動車を次々と運

び込み、中ではどのようなことをしているか外から全く見えないような状況であります。また、たくさんの外国人が出入りをし、さらに場内に住みついているようにも見受けられます。地元住民としては、いろいろな面で不安が増すと私の方にも何人もの方から声をかけられております。環境課でいろいろ話を聞いて、現在までにいろいろな指導をしてきたというようなお話を聞いております。その指導の経過などをお聞きしたいと思っておりますので、明快な答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

今ちょっと議長の方から指摘がありまして、先ほどの開発公社の方に関しては、境町の財政状況に関連することでありまして、そのようなことで答弁のほどお願ひしたいと思ひます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 木村議員さんのご質問にお答えをさせていただきますが、詳細にわたりましては、開発公社、さらには土地公社の件は別法人になっております。ただ、町が出資をしておりますので、財政面からのお答えという形で、今議員さんおっしゃったような形で答弁をさせていただきます。

細かいことにつきましては、先ほど木村議員さんおっしゃったとおり、かつては境町の発展に大きく寄与した開発公社、土地公社につきましては、あくまでも代替地ということで先行投資という形で購入をした土地であります。それらの跡地につきましては、今後どのような方向づけをするのかということかと思ひますけれども、私町長になりまして、土地の問題で三つ課題がございました。一つは、陽光台の問題、これを何としても整理しなければならないと。一刻も早く整理することによって、あそこへ一人でも多くの人口を張りつけたいという希望がありました。それと、土地公社、開発公社についても、これは年次計画の中で段階的にやっていかなければならないと思ひておりました。その中で、陽光台は今年度をもちましてやや、組合が解散できる、保有地の売却も全部終わったということで解決するものという形ができ上がりました。しかしながら、これ土地公社、開発公社につきましても、合併のときにいろいろと問題がありましたけれども、そのときは合併の事項として、これは別問題と扱わないという形で入れていただいたのですが、それで解決してしまうのかなと思ひていたのです、実は。ですけれども、これも合併をしないということになりました形から、これから一つ一つ解決をしていかなければならない問題の一つであろうと思ひております。土地の保有状況とか、そういうものにつきましては、後ほど助役から詳しく説明をさせていただきます。

また、環境問題の川畑解体工事のことにつきましては、民生部長からお答えをさせます。ただ、伏木南部の大照院わきのあれですけれども、車が積んでありますので、何か大分少なくなったような気がしたのですけれども、また多くなっていますか。一時はかなり少なくなったなと思ひて私も通ったときに見ていたのですけれども、一番心配なのは、あそこで解体やってオイル漏れとか、そういうものが農地に流れるのは困りますので、環境課の方で今後とも指導管理を、監視を続けていきたいと思ひております。詳細につきましては、民生部の方からお答えをさせますので、

よろしくお願いをしたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） 次に、助役。

〔助役 広瀬弘司君登壇〕

○助役（広瀬弘司君） 木村議員の財団法人境町開発公社及び境町土地開発公社のご質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

木村議員には、財団法人の境町開発公社の理事につきましては14年から16年まで理事としてやっていたいております。現在は境町土地開発公社の理事として、先ほどもご質問がありましたように大変難しい状況の中で理事さんをやっていたいております、大変感謝を申し上げるところでございます。

まず、財団法人の境町開発公社につきましては、先ほどご質問がありましたように、47年に設立をいたしまして、下小橋の工業団地を初め中央名店街、希望ヶ丘、第一次桜ヶ丘住宅団地、さらには第一保育所の跡地や内門分校の跡地などの分譲などを進めております。町の推進するいろいろなプロジェクトの新事業なども数多く実績を残したところであります。境町の土地開発公社につきましては、48年に猿島地方土地開発公社として設立されまして、主に公有地拡大推進法に基づく代替地の先行取得などを行ってきたところでございます。しかし、この二つの公社いずれもバブル崩壊後の土地価格の下落によって不良資産を抱えておりまして、現在も多額の負債を抱えたままになっておるところでございます。先ほどご質問がありましたように、財団法人の境町開発公社につきましては、本年の4月1日で26筆の土地を持っておりました。その後、陽光台の区画整理の中に保有をしておりました土地等につきましては、契約が現在調っておりまして、現在の保有は22筆であります。その現段階における収支の見通しにつきましては、売却可能地を時価で処分するというように仮定をしても約1億4,000万円ぐらいの不足金が出るようであります。境町の土地開発公社は、本年の4月1日現在で12筆の土地を保有してございます。この公有地拡大推進法の手続上、財団法人の開発公社のような処分方法を採用することはできませんので、町が簿価で買い取ってから時価で処分することになります。その差額が現在の試算で2億3,900万円程度になると見込んでおります。

この土地開発公社の負債の処理につきましては、町長から茨城県知事あてに出しております17年から21年までの5カ年間で保有土地の簿価総額、いわゆる取得価格の2億4,400万円を16年度の境町の標準財政規模51億3,100万円の0.03%でありますから1億5,393万円以下に縮減するという計画を提出してありますので、この町の財政状況を見ながら、この計画に沿って取り組む決意でございます。財団法人境町開発公社につきましては、借入れが2億円、それから境町土地開発公社につきましては3億1,400万円となっておりますけれども、先ほどご質問がありましたように、それぞれ金利が2%、そして1.1%というふうになっております。利子だけで合わせますと年間745万円というふうになります。そこで、両公社とも処分可能な土地につきましては、速やかに処分を進めるという方針のもとに借入金を返済する努力をしております、先ほど申し上げましたような財団法人につきましては、2カ月で4件の契約をいたしまして約1,900万円を確保いたしましたところであります。しかし、処分のできない土地につきましては、最終的には町が買い取るということになりますので、さらに負債の処理については債務負担行為に基づいて最終的には町が

精算する方法以外にはないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、保有地の管理でありますけれども、農地等につきましては、近所で農家の方々に耕作をいただいているところもございます。あるいは市街地等につきましては駐車場にするなど有効利用に努めておるところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（齊藤政一君） 次に、民生部長。

〔民生部長 浅野和雄君登壇〕

○民生部長（浅野和雄君） おはようございます。続きまして、環境問題についてのご質問にお答えいたします。

まず、川畑解体工事の業務再開についてのご質問にお答えいたします。本年1月24日、境町あて、平成13年4月から停止されていた焼却施設を改修し、十分な安全対策や近隣住民への配慮を行いながら、茨城県に届け出を行い、焼却業務を再開したいとのファクスが届きました。早速、伏木北部環境を守る会代表の方と協議を行いましたが、地元としては平成13年、川畑解体工事が焼却を停止する際、停止の直接の原因である水田に埋め立てられた焼却灰の掘り出し及び適正な処理について、先代社長が約束をしていたにもかかわらず、いまだに実行されていないことから、焼却業務再開など同意できるものではないとのことでありました。3月16日には、茨城県県西総合事務所環境保全課、境町生活環境課、川畑解体工事の3者で協議を行っております。茨城県から、「休止するとき現地に埋まっている焼却灰を排出しなければ、地元では再開を認めないと言われていたが、川畑さんとしては先代社長の約束をどうするのか」との質問に、川畑の代理人は、「当時数社で焼却灰を埋めてしまった。トラック10台分程度を川畑解体工事で排出したが、それ以上は水が出てしまい不可能だと判断している」との回答でありました。この回答に対し茨城県からは、問題のある施設であるので、地元の同意が得られなければ再開は無理と思われるが、この場所ではなく、ほかへの移転は考えられないのか。焼却炉のみほかに転売してはどうか。焼却施設ではなく、ほかの業務に利用できないかなどの提案が出されました。川畑解体工事の専務には、今後の方向性について質問すると、「先代社長である父親が約束したことは実行したい。また、この場所でこの焼却炉を利用して業務を行いたい」とのことでありました。町としては、「地元の意向を尊重しなければならないので、川畑さんと地元の取り次ぎをすることはできない。地元と協議をしたいのであれば、直接出向いて誠意を持って話をする以外に方法はない」と話をいたしました。4月14日には、焼却炉の改修工事が完了し、茨城県による検査のため、町生活環境課で立ち会いを求められました。検査では、軽微な手直しを指摘され、その手直しも終了、現在では検査が終了し、焼却可能な状況となっておりますが、検査当日、再度茨城県から3月16日と同様に、ほかへ移転して再開してはどうかなどの指導があり、境町から焼却再開を望むなら、以前に約束したことを守らなければ地元の感情を考えた場合、到底話し合いができる状況にないことを伝えました。その後、川畑解体工事の代理人から、地元環境を考える会役員と話し合いを持ちたい旨、会長に対し再三にわたり連絡があったそうではありますが、会長は、「地元としては約束を守らない会社と話し合いを持つことはできないとの回答をした」と町に報告が来ておりま

す。また、町に対しても、川畑の代理人からは、「何とか地元役員との会議を持ちたい」との問い合わせは再三にわたり来ております。

今後の進め方といたしましては、近々地元役員の皆様及び茨城県、境町により対応策を協議することになっておりますので、その際には木村議員におかれましても、何とぞご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、伏木南部地区大照院西側の廃車置き場についてのご質問にお答えいたします。本年2月、ゴディートレーディングと称する会社が、町都市計画課に境町大字伏木字向山下2179番地ほかについて、自動車解体工場を建設したいとの協議に参りました。通常、都市計画法第29条開発行為許可及び自動車リサイクル法については、同時進行で進めるものであり、詳細については茨城県等関係機関の指導を仰ぐよう指導をいたしました。3月、当該地で数人の外国人が構築物等をつくっているとの情報が入り、都市計画課及び生活環境課にて立ち入りを行い、後日役場に来てもらい、説明を求めたいと伝えました。同時に、茨城県廃棄物対策室に連絡したことにより、数日後、茨城県廃棄物対策室及び境町生活環境課にて立ち入りを行いました。そのとき社長が不在であったため、携帯電話にて社長に連絡をとりましたが、日本語の理解が困難であることから、日本語のわかる人にかわってもらい、後日茨城県庁に出向き、指導を受けるよう話をいたしました。4月19日、茨城県廃棄物対策課と町生活環境課にて再度立ち入りを実施しましたが、社長が不在のため、必ず町役場もしくは県庁に出向くよう指示をしております。4月21日、社長及び通訳が指導を受けるため、町を訪れたため、都市計画課及び生活環境課にて都市計画法第29条及び自動車リサイクル法について説明し、所管である県庁及び県西総合事務所に相談するよう指導しております。4月25日、社長が4月21日とは別の通訳を伴い、役場生活環境課に指導を受けるため来庁し、さきに説明したことを通訳を通じ再度説明いたしました。町から説明したことは、どうしても許認可を得たいならば、茨城県の指導を仰ぎながら関係機関と十分な打ち合わせをすることは当然であるが、都市計画法及び自動車リサイクル法をかんがみした場合、当該地において自動車解体事業を行うことは非常に厳しいとの話をいたしました。結果、「自動車解体業はやらずに、自動車の部品置き場として使用する方向で検討したい。自動車リサイクル法及び都市計画法に抵触することがない方向でこの先進めたい」との回答でありましたが、茨城県及び都市計画課としては、既に都市計画法及び建築基準法に抵触していることから、今後も指導を進めてまいりたいと考えております。なお、6月7日現在、自動車解体業務は行っていない模様でありますので、ご報告いたします。

以上ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

8番、木村信一君。

○8番（木村信一君） 再質問をさせていただきます。

先ほど助役の方から開発公社、土地開発公社に関して答弁をいただいたわけなのですが、私も議員になってすぐ開発公社の理事というふうなことで理事会にも出席させていただきました。正直言って、何でこのようなお荷物がいっぱい残っているのかなというような、それだけが強く印象に残っていると私も思っております。これは前にこういう問題が大きく膨らんできたか

と思いますが、当時のだれが悪い、だれのせいでこうなったとか、そういう問題を私は言っているつもりではございません。今回、先ほど助役の方も言ったように、財団法人の開発公社が0.75から2%にアップと。また、土地公社が0.75から1%にアップ、年間745万の利息がかかってしまうというようなことでありますので、私たち議員もこれ現実には現実でありますので、しっかり目を向けていかななくてはならないと私も考えたことから質問をさせていただいたわけなのですが、この財団法人に関しましては、まるっきり別な団体ですので、当面は質問は控えるようにというような形は私も十分承知の上で質問させてもらったわけなのですが、これに関しては一日も早くいい解決方法を見出して、私たち議員も協力をして、この処分の方法を進めていかななくてはならないと考えております。この開発公社と土地公社に関しては、答弁は結構です。私の要望です。

次に、環境問題なのですが、先ほどの川畑解体、これは変電所の南側、また大照院西側にある、私ちょっと会社の名前わからなかったのですが、先ほど部長の答弁の中でゴディートレーディングといいましたか、この会社、二つの事案は、一時は本当にきれいになったのです。きれいになりました。この川畑解体の方もきれいになりました。業務が再開するめどは本当に立たない。これ立つなんて話は本当に夢にも思わなかったようなところでございます。しかし、今話によりますと、執行猶予が切れたのでまたやりたいというような話で、話の中身をちょっと細かく言いますと、おどかしをかけているようなニュアンス的な言葉も聞いております。私たちこの地元としましては、長年この川畑解体には本当に、外へ洗濯物なんか全然干せないような状態、車を外へ置くと真っ黒になってしまうような状態が何年も続きましたから。一切私たちは、約束を果たさなければだめだというような気持ちではあります。しかし、県の方で、窯の、先ほど質問の中にも入れましたけれども、窯の認可がおりたというような形、県の認可がおりて、何でできないのだと、そういうふうなかなり強い姿勢とか、いろいろかけてくる、現在何回かかけてきているのですが、それはそんなに動じないつもりでいますけれども、地元としまして、そう簡単に、ではやっていいよと、そういうことを言えるものではございませんので、今後、質問の中にも入れましたが、県の生活保安課並びに境町役場環境課、これは境町環境課の役場の方は本当に真剣に取り組んでもらっています。これは町長の環境に対する熱い思いが職員にも伝わっているのではないかと本当に私考えております。本当に一生懸命やってくれております。しかし、なかなか解決できないのがこの環境問題でございます。そういうわけで、今後地元と県の生活保安課、また役場と、できたら境町の顧問弁護士が、月1回の窓口相談があるかと思っております。そのようなところに、どのようにこれを解決、見出していったらいいかということ相談したらいいのかなというようなことも考えております。それには当然誓約書か何かをつけるなり、なるかと思っております。どのような展開になるかわかりませんが、私としてはそのようになるようなことだと思っております。これは先ほども言ったように一回きれいになったところがまた再開と。これは本当に志鳥地区のチャイナドリームも4回も大きな火災を発生しております。あれも火災を起こした、ちょっと反省して一時きれいになった、また起こした、その繰り返しです。本当にその件に関しては、こういうことは本当にほかの地区、どこにどのような形で起きるか本当にわからないような状況でありますので、その弁護士に相談や、今後の地元の進め方ですか、そのとこ

ろをちょっと詳しく教えていただければいいかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（榎場桂一君） それでは、木村議員さんのご質問にお答を申し上げたいと思ひます。

近々、本当に先ほど部長の方から答弁をしていただきましたとおり、もう業者の代理人から、境町の方あるいは地元の環境を守る会の会長さんのお宅に、いやもう再三にわたって何回も何回も、昼になく夜になく、地元との話し合いをしたいのだということで、かなりもう強硬に来ております。それで、実はその対策としまして、地元の会長さんと相談をいたしまして、来週あたりにも、きょうも茨城県の方とも打ち合わせをしておったのですが、この地元の役員さん、それから茨城県、それから境町環境課、もう地元の方も非常に困ってしまひ、もう夜何時でも構わないから来てもらいたいということがありますので、私どもも一緒に今後の方策を考えたいという運びになっております。きょうも実は、そのことで茨城県とも先ほど打ち合わせをしまひました。よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、弁護士の方でございます。確かに議員さんのおっしゃるとおりだと思ひます。向こうも場合によつたら裁判に訴えてでもやるぞというような話も出ております。そういうこともありますので、今度の28日に境町の顧問弁護士の無料相談がございます。そのときに地元の、私ももちろん立ち会いますが、地元の役員さんに相談をしてはどうかなということで持ちかけてございますので、そのときにじっくりと今までの経過、それから今後どうしたらいいかということをお話し合いをしてはどうかなということで考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

8番、木村信一君。

○8番（木村信一君） 今課長の方からの答弁、本当に、顧問弁護士にも来週あたり地元へも声をかけていただけるといふような形で本当にありがとうございます。これは本当に私どもも環境問題で平成11年に立ち上げてからいろいろあったのですが、ここのところ少し落ち着いてきたところなのです、本当に。いろいろ改善されて、落ち着いてきてよかったなといふようなところへ来て、またこの業務再開といふような形で本当に頭を痛めているところでもありますので、私どもも真剣に取り組みますので、町の方も真剣に本当に取り組んでいただきたいと。よろしくお願ひをしたいと思います。

それとあと一つ、先ほどのボディトレーディングですか……

〔「ゴディー、ゴ」といふ者あり〕

○8番（木村信一君） ゴ、ゴディーね。ああそうですか。ちょっと再質問で入れようかなと思ひてちょっと忘れてしまつたので。あそこにはたくさんの外国人がいます。その外国人がどういふのだかと言ひますと、差別だ、なんだかんだと、ここの形にとられがちではありますけれども、あれだけの人数の方が本当に正規なルートで来ているのかといふような形も本当に私も何回

も見ております。これは、そこのところは役場の環境課もあそこへ接触しているかと思うのですけれども、もしそこのところちょっと教えていただきたい。また、警察の方へも、うちの地元の方からも、ちょっとあそこの監視を強めていただきたいと、そういう形で要請はしようとか、いろいろな話は出ております。これ何も事件が起きないのが幸いかと思います。接触した人に聞きますと、あの人たちは結構素直な人たちだというような話も聞いているのです。しかし、周りの方から言わせれば、とてもではないが、おっかなくて顔なんか見られるような状態ではないというようなことは、正直言って私も何人からも聞いています。強く役場の方へも言ってくださいというようなことを頼まれておりますので、今回一般質問でちょっと入れさせてもらったのですけれども、そこのところわかる範囲で結構ですので、答弁お願いしたいと思います。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再々質問に対し答弁を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（榎場桂一君） お答えを申し上げます。

カメルーンから来ていらっしゃる方なのですね。社長さんなのですが、何回か私もお会いしておりますが、本当にまじめで素直な方なのです。我々の言うこともよく本当に、日本語がわからないものですから、もう通訳を、もう3人通訳がかわりまして、もう3回目に来た方が結構そういう行政書士をやっている方でして、もうわかる人をとにかく連れてきてもらいたいということで、1回より2回、2回より3回目、3回目の通訳の方が一番、行政書士も兼ねていまして、我々の言っていることがわかっていただくような方が来ていただきました。そのような方で、私ともども何回も行き会った感触としては、非常に素直にまじめに我々の話を聞いていただけるといような感触でございます。それから、日本人の女性の方と結婚をなさっているようでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） これで木村信一君の一般質問を終わります。